



秋田県公報

目 次

告示	ページ
秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例による不当な取引方法の指定の変更(九三六・県民文化政策課)	1
道路区域の変更(九三七・九三九・道路課)	3
道路区域の変更及び供用開始(九四〇・道路課)	4
公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(雄勝地域振興局総務企画部)	5
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	5
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の退任の届出(由利地域振興局農林部)	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	6
特定調達契約に係る落札者の決定(警察本部会計課)	7
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一七七)	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一七八)	8
人事委員会規則	
人事委員会規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則	8

告 示

秋田県告示第九百三十六号
 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十一年秋田県条例第四号)

第十五条の二第一項の規定による不当な取引方法の指定を次のとおり変更したので、同条第三項において準用する同条例第十四条第二項の規定に基づき、告示する。
 変更後の秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例による不当な取引方法の指定は、平成十七年十一月一日から施行する。
 平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 1 次に掲げる方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - 一 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供することを明らかにせず、若しくは商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引すること。
 - 二 商品又は役務の質、数量、用途、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を消費者に書面等で明確かつ平易に告げないこと。
 - 三 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地を消費者に明らかにせず、又は偽ること。
 - 四 契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項について消費者に事実と異なることを告げ、若しくは消費者を誤信させるような情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について消費者に断定的判断を提供すること。
 - 五 商品又は役務の質、用途又は取引条件が実際のものより著しく優良であり、又は有利であると消費者を誤信させるような言動等を用いること。
 - 六 商品又は役務の利用、設置等が法令等により義務付けられていると消費者を誤信させるような言動等を用いること。
 - 七 自ら官公署、公共的団体、著名な法人等(以下「官公署等」という。)の職員であると消費者を誤信させ、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ていると消費者を誤信させるような言動等を用いること。
 - 八 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いること。
 - 九 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場所で、又は営業所その他の場所に誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いること。
 - 十 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあること等により消費者を心理的に不安な状態に陥れること。
 - 十一 長時間にわたり、又は反復して、早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問すること。
 - 十二 消費者がその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示すこと。

示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

十三 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないこと。

十四 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力不足に乗じていること。

十五 他の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により消費者が契約を締結するか否かについて適切に判断することができない状態に陥れること。

十六 検査その他の役務を無償又は著しい廉価で提供すること等により生ずる消費者の心理的な負担を利用すること。

十七 商品の代金又は役務の対価に関して、消費者が金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めること。

十八 年齢、職業、収入等の契約を締結する上で重要な事項を消費者が偽ることを唆すこと。

十九 商品又は役務の提供に関する電気通信回線を利用した広告宣伝の提供を受けることを消費者が希望しない旨の意思を示したにもかかわらず、又は消費者にその意思を示す機会を与えることなく、一方的に広告宣伝を反復して送信すること。

二十 商品又は役務の提供について、消費者が取引をしない旨の意思を表示したにもかかわらず、引き続き電話をかけ、又は訪問等を行うことにより消費者を誘引すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、契約の勧誘に際し不当な方法を用いること。

二十二 他の事業者が前各号又は2の各号に掲げる不当な取引行為を行っていることを知り、又は知り得る状況にありながら、当該商品の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の貸付けその他の信用の供与をすること。

2 次に掲げる内容を締結させる行為

一 消費者に過大な量の商品を購入させ、若しくは過大な量の役務の提供を受けさせ、又は不当に長期にわたり継続して商品を購入させ、若しくは役務の提供を受けさせること。

二 消費者が商品を購入し、又は役務の提供を受けるため金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用を供与し、又はそのような信用の供与を伴わせること。

三 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させること。

四 消費者が購入することとした商品又は提供を受けることとした役務と異なるものを当該契約の目的物とすること。

五 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限すること。

六 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求めること。

七 事業者の債務不履行若しくは債務の履行に際して行った不当行為若しくは契約の目的物の瑕疵かしによる損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵かしを事業者が修補する責任を一方的に免除させること。

八 当該契約の訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定めること。

九 前各号に掲げるもののほか、取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益を与えること。

3 次に掲げる手段を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは遅延させる行為

一 消費者（その保証人を含む。次号及び第三号において同じ。）に対し、正当な理由がないにもかかわらず、消費者の債務の履行に関する情報を信用情報を取り扱う機関若しくは消費者の関係人に通知する旨又は当該情報をインターネット等により一般に流布する旨を伝えることにより、消費者を威迫し、又は困惑させること。

二 契約の成立又はその内容について消費者が争っているにもかかわらず、威圧的な言動を用いて、契約の成立又はその内容を一方的に主張すること。

三 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険契約の解約、借入れ等をさせることにより金銭を調達させること。

四 消費者が他の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることを条件として当該商品の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の貸付けその他の信用の供与をする契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき当該他の事業者に対して生じている事由をもって当該契約に係る支払を拒否しているにもかかわらず応じないこと。

五 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させて、消費者に債務がないにもかかわらず、債務があるかのように主張すること。

六 消費者の関係人に対し、正当な理由がないにもかかわらず、電話をかけ、訪問等をし、当該消費者の債務の履行について執ように協力を求め、又は協力させること。

七 履行期限が到来しているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の催促に対して適切な対応をしないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、債務の履行に際し消費者又はその関係人を欺き、

4 威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いること。
次に掲げる契約の成立若しくは存続を不当に強要し、又は債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

一 消費者が割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）その他の法令の規定又は契約により、契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利（以下「クーリング・オフの権利」という。）を行使したにもかかわらず、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより、クーリング・オフの権利の行使に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除の主張を不当に妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

二 継続的に商品又は役務を提供する契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づく解除の申出を行ったにもかかわらず、これを不当に拒否し、又は解除に伴う不当な損害賠償金、違約金等を要求し、執ように説得し、若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の存続を強要すること。

三 消費者がクーリング・オフの権利を行使したことにより法令の規定又は契約に基づき生じた代金の返還義務、原状回復義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

秋田県告示第九百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新	旧	百七号	由利本荘市三条字三条谷地二四〇番三から二六木字久保田五四番二地先まで	一七・〇〇〇～一八四・〇〇〇	〇・六四七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十七年十一月一日から同月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第九百三十八号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	A		鹿角市八幡平字湯瀬大岩井一〇番一〇地先から字湯瀬古館九〇番一四地先まで	六・五〇〇～一八・〇〇〇	一・〇〇六

一般国道		敷地の区分をいう。	
新	旧	B 鹿角市八幡平字湯瀬大岩井一番三地先から字湯瀬一羽根一番六地先まで	
二百八十二号	二百八十二号	一・一〇〇〇〇〇	一・二五〇〇〇〇
鹿角市八幡平字湯瀬大岩井一番三地先から字湯瀬一羽根一番六地先まで	鹿角市八幡平字湯瀬大岩井一番三地先から字湯瀬一羽根一番六地先	一・一〇〇〇〇〇	一・二五〇〇〇〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月一日から同月十四日まで

秋田県告示第九百三十九号

一 道路の区域

- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			横手大森大内線	横手市大森町八沢木字山ノ根二七番地先から横手市大森町中房字留長根八番一地先まで		九・〇〇〇〇	〇・七二九
			横手大森大内線	"		一四・〇〇〇〇	〇・七二九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月一日から同月十四日まで

秋田県告示第九百四十号

- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			雄勝金山線	湯沢市秋ノ宮字山谷九三番二地先内		四・〇〇〇〇	〇・三〇四
			雄勝金山線	湯沢市秋ノ宮字山谷九三番一地先内		六・〇〇〇〇	〇・三〇四

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十七年十一月一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十一月一日から同月十四日まで
- (二)(一) 入札保証金

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
凍結防止剤(一袋二十五キログラム詰) 八百五十トン
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
契約の日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間において別途指定する期日。
- (四) 納入場所
別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一二 〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号
秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課総務第二班(電話番号〇一八三七三 八一九七七)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十一月一日(火)から同月十五日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

- 平成十七年十一月二十一日(月)午後一時三十分
 秋田県雄勝地域振興局庁舎 大会議室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十七年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者アクアレックスミラクルスイミー

三 代表者の氏名

谷 内 祐 子

四 主たる事務所の所在地

秋田市八橋本町三丁目二十番二十二号インナーバレー二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害児・者に対するマンツーマン、グループ、親子でのアクアレスン事業（水の特性を活かした心身のリラクゼーションや適度な運動等）や、障害児・者施設団体、養護学校等でのアクアレスン普及のための指導者養成、派遣を通して障害者スポーツの普及啓発と理解促進を図るなど、障害児・者およびその家族等の心身の健全な向上と、積極的な社会参加への推進を図ることを目的とする。そしてそのことで得られた楽しさや喜びをもとに分かち合いながら、障害児・者の明るい未来へともに邁進していこうとするものである。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田代町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年十月二十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

由利本荘市葛法字轄田十七番地

阿 部 博

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

エネルギー分散型X線分光器 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二十八日（火）

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十一月一日（火）から同月十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月十八日（金）午前十時四十五分

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

提出書類等

(四) 提出書類等

提出書類等

(四) 提出書類等

提出書類等

(四) 提出書類等

提出書類等

(四) 提出書類等

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

レーザ回折/散乱式粉末径分布測定装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二十八日(火)

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十一月一日(火)から同月十日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月十八日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十七年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

APR形移動用無線機 百九十台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年九月十六日

(四) 落札者の名称及び住所

三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十七番七号

(五) 落札金額

六千九百九十六万四千六百五十円

- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十七年八月二日
- (一) 落札に係る特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム構築業務委託 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
- (三) 落札者を決定した日
平成十七年九月十六日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社ネットマークス 東京都港区元赤坂二丁目三番十二号
- (五) 落札金額
二千七十九万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十七年八月二日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年十一月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二二七
三分の一の数 二二六、八八七

秋選管告示第百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年十一月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八四、九五六
能代市	一四、六五六
横手市	一〇、九二六
大館市	一七、九九八
本荘市	一一、一六五
男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三一六
大曲市	一〇、六一八
鹿角市鹿角郡	一一、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、六九二
仙北郡	三一、五七六
平鹿郡	一八、三一七
雄勝郡	一一、四〇七

人事委員会規則

人事委員会規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則

規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄